

第7次  
横手市  
スポーツ  
推進計画  
2021-2025

楽しみ  
親しみ  
ふれあい  
スポーツで  
元気なまち



City-Wide Sports Initiative

YOKOTE



スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、  
国民の成熟した文化としてスポーツを一層根付かせ豊かな未来を創ることが、  
スポーツ振興に携わる者の最大の使命である。  
「楽しさ」「喜び」こそがスポーツ価値の中核であり、  
全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、  
スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創る。

(国の第2期スポーツ基本計画より)

## 秋田県横手市は 『スポーツ立市よこて』 を宣言しています!!

### 「スポーツ立市よこて」宣言

私たちは、スポーツを通して、市民一人ひとりが心と身体を豊かにし、  
活力と魅力にあふれ、いきいきとした地域社会を築くため、  
ここに『スポーツ立市よこて』を宣言します。

決意

- 一、私たちは、スポーツを楽しみ、健康な心と身体をつくります。
- 一、私たちは、スポーツを親しみ、思いやりと友情を育みます。
- 一、私たちは、スポーツを通して、ふれあいと交流の輪を広げます。
- 一、私たちは、スポーツを地域に広め、元気なまちを目指します。

平成25年4月20日

# 目次

---

## 第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	国や秋田県のスポーツ推進について	2
5	第2次横手市総合計画 後期基本計画	3
6	スポーツ立市よこて	4

## 第2章 スポーツに関する現状と課題

1	社会情勢の変化とスポーツとの関係	5
2	横手市の運動・スポーツの実施状況	6
3	スポーツによる地域活性化	7
4	スポーツ施設の修繕・整備・統廃合	7

## 第3章 スポーツを推進するための施策

1	スポーツ推進計画の体系図	8
2	スポーツ推進計画の目標と指標・アクションプラン	9
	基本目標01 健康	9
	基本目標02 交流	13
	基本目標03 協働	15
	基本目標04 文化	17

## 第4章 スポーツ推進計画の推進

1	計画の周知	19
2	計画の推進体制	19
3	PDCAサイクルを活用した計画の点検・評価	19

## 第5章 資料編

1	市内主要スポーツ施設の利用者数推移・利用者数割合	20
2	スポーツに関するアンケート結果	21
3	横手市の主な公共スポーツ施設一覧	22
4	横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例	23

# 第1章

# スポーツ推進計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

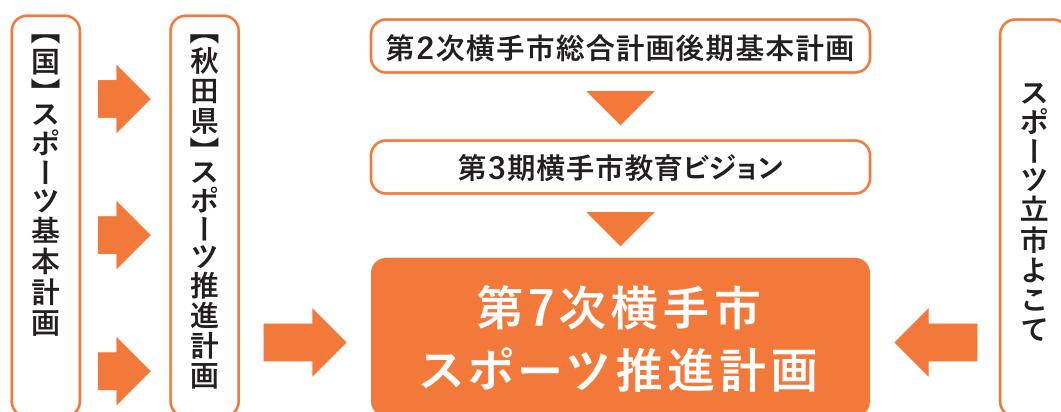
国では、平成23年6月に「スポーツ基本法」を制定し、これに基づき「スポーツ基本計画」が策定され、平成29年4月には「第2期スポーツ基本計画」がスタートしました。

地方公共団体はスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることが明記されており、横手市は平成25年4月20日に元気なまちづくりと地域の活性化を目的に「スポーツ立市よこて」を宣言し、その趣旨を具現化するため、平成26年4月に「横手市スポーツ振興実施計画」を、平成30年4月に「横手市スポーツ推進計画」～スポーツ立市よこて推進プラン～を策定しました。

令和3年4月から施行される第7次横手市スポーツ推進計画（以下、「本計画」という。）は、市民がスポーツを通して「楽しみ」、「親しみ」、「ふれあい」元気なまちとなっていくよう持続性をもって取り組んでいきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、第2次横手市総合計画後期基本計画や関連する個別計画との連携・調整を図った上で、各計画に共通する今後の施策の方向性などを明らかにするスポーツの基本的な計画として位置づけます。



## 3 計画の期間

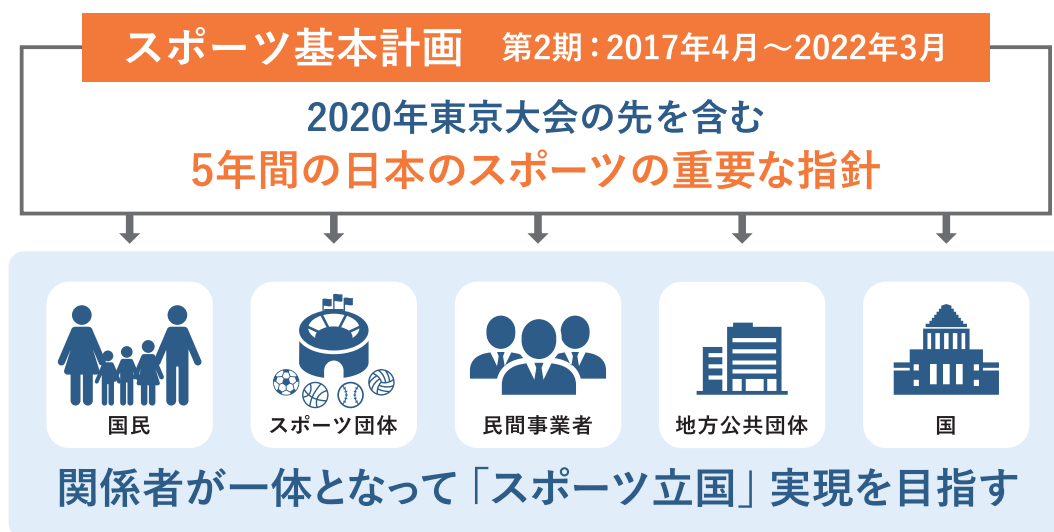
本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

## 4 国や秋田県のスポーツ推進について

### (1) 国の動向

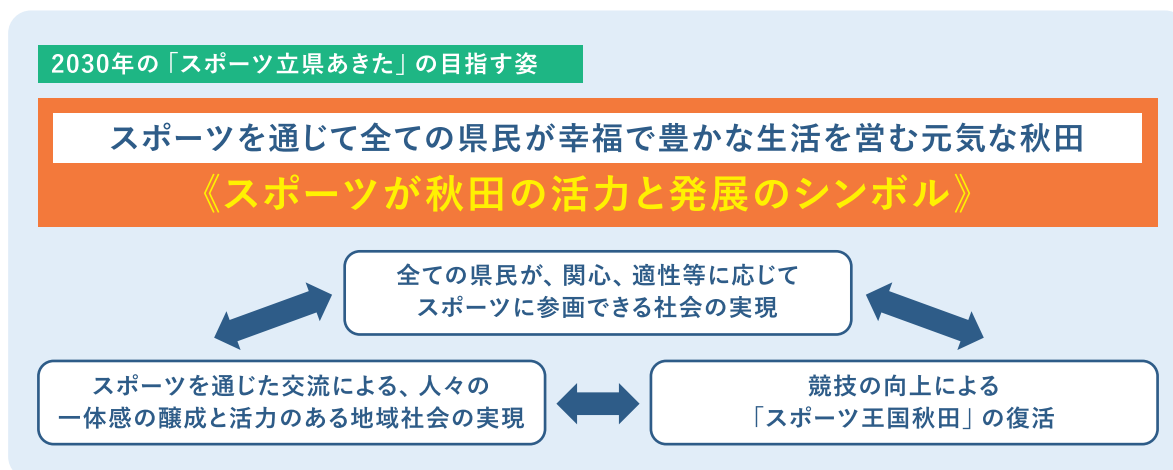
平成23年6月に制定された「スポーツ基本法」は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的となっています。

第2期スポーツ基本計画においては、「スポーツの価値」を4つの政策から具現化し発信するとともに、「スポーツ参画人口」を拡大し、異分野との積極的な連携・協働により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、スポーツ立国を目指すこととしています。



### (2) 秋田県の動向

秋田県では、平成21年9月2日の「スポーツ立県あきた」宣言の趣旨を具現化し、スポーツを通して全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田を目指すために策定された秋田県スポーツ振興基本計画（2010～2013）、第2期秋田県スポーツ推進計画（2014～2017）を引き継ぎ、平成30年度から4年間の第3期秋田県スポーツ推進計画（2018～2021）を策定しています。



## 5 第2次横手市総合計画 後期基本計画

第2次横手市総合計画は、総合的かつ計画的に市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針であり、将来どのようなまちにしていけるのか、そのためにどのような取り組みを行っていくのかを体系的に示した市の最上位計画です。

近年、地方自治体を取り巻く環境は少子高齢化・人口減少の急速な進行による人口構造の変化、地方分権の進展や市民ニーズの多様化などにより大きく変化しつつあります。また、普通交付税の合併算定替え特例終了による歳入財源の縮小により、今後、財政状況が極めて厳しい状況の中で行政運営をしていかななくてはなりません。

このような社会経済情勢の変化や時代の流れを踏まえつつ、市政運営の基本的な指針として「第2次横手市総合計画後期基本計画」を定め、厳しい社会経済環境に対応した持続可能なまちづくりを進める必要があります。

### 【 まちの将来像 】

ひら かがや  
「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」

重点施策 1 魅力ある産業と雇用の場が生まれるまち

重点施策 2 横手に多くの人が集い、行き交い、賑わいが生まれるまち

重点施策 3 若い世代が家庭を築き、安心して子育てができるまち

重点施策 4 横手に誇りと愛着をもち、生き活きと暮らすことができるまち

### 【 総合計画における基本目標実現のためのスポーツ関連政策と施策 】

基本目標 楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

#### 政策 2

学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

#### 施策 2-3

元気なまちを築く生涯スポーツの促進

#### 目指す 将来の姿

市民一人ひとりがスポーツを通して、心と身体を豊かにし、健康で活力ある生活を送っています。

#### 施策の 展開

- ①スポーツの振興
- ②スポーツのまちづくりの推進
- ③社会体育施設等の整備と適正な管理

## 6 スポーツ立市よこて

横手市では、平成25年3月、「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例を制定しました。この条例では、行政のスポーツ分野に限定せず、福祉や健康、食、子育て、観光などのあらゆる分野が連携し、市民とともにスポーツをキーワードにした、元気なまちづくりと地域活性化を推進することが明記され、同年4月20日に、スポーツ立市条例に掲げた理念を広く公表するため「スポーツ立市よこて」を宣言しています。



### 「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

#### 趣 旨

スポーツが持つ多様な効果を活かし、市民と行政が一体となってまちづくりを推進します。

#### スポーツが もたらす “めぐみ”

- ・夢や希望、感動を与える世界共通の文化
- ・健康維持、生活習慣病の予防、高齢者の生きがい
- ・市民同士の連帯感を醸成
- ・大会・合宿誘致による地域経済の活性化

#### 4つの 基本目標

- ① スポーツで育む健康立市**  
全ての市民が、生涯を通してスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むこと
- ② スポーツで賑わう交流立市**  
全国大会の誘致、スポーツイベントの積極的な開催に取り組むこと
- ③ スポーツで深める協働立市**  
適切な役割分担のもと、各種スポーツ施設を適切に整備・管理・活用し、持続可能な運営に取り組むこと
- ④ スポーツで誇れる文化立市**  
スポーツ人口の底辺拡大、選手や指導者の育成、地域の連帯感や郷土意識の醸成に取り組むこと

## 第2章

# スポーツに関する現状と課題

### 1 社会情勢の変化とスポーツとの関係

日本の人口は、少子高齢化により、今後も長期的に減少を続けるものと予測されており、少子化とともに平均寿命の伸びも進み、65歳以上人口の比率で示される高齢化率は1970年代以降急速に上昇し、今や先進諸国の中でも上位の高齢社会となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の2015年以降の推計によると、今後、横手市の人口は急速に減少し続け、2040年には58,985人、2060年には35,099人となり、2015年の92,197人と比較して40年後には、約62%減少すると推計されています。

少子化に伴い、クラスメイトの数が減少し、テレビや携帯用ゲーム機器等の遊びが増え、休日や放課後などにスポーツや外遊び、運動をする子どもが少なくなりました。子どもの体力低下や肥満児の増加傾向もみられます。また、運動部の活動においても、部員数や指導者の減少に伴う休部や廃部のケースも増え、スポーツを通しての基礎体力づくりや人間性・社会性を育む機会が減少していることも課題となっています。



高齢者においては、健康寿命の延伸により、60歳以上のスポーツ実施時間が増え、自己の健康に対する関心や健康志向が高い高齢者が増える一方、要支援・要介護認定者数や介護サービス利用者も増加しており、ロコモティブシンドローム<sup>\*</sup>や介護予防の取り組みなどの必要性も高まっています。

また、令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの社会活動やスポーツ

活動が様々な制限を受けました。そのような状況の中、国や県の指針に従いながら「新たな生活様式」を取り入れ、市民が安心してスポーツ活動ができる場を提供することが求められています。

これらを踏まえ、あらゆる世代の人々がスポーツを通して、爽快感や達成感、連帯感などを共有し、生涯にわたって健康で、いきいきとした生活を送ることのできる社会を実現することが期待されています。

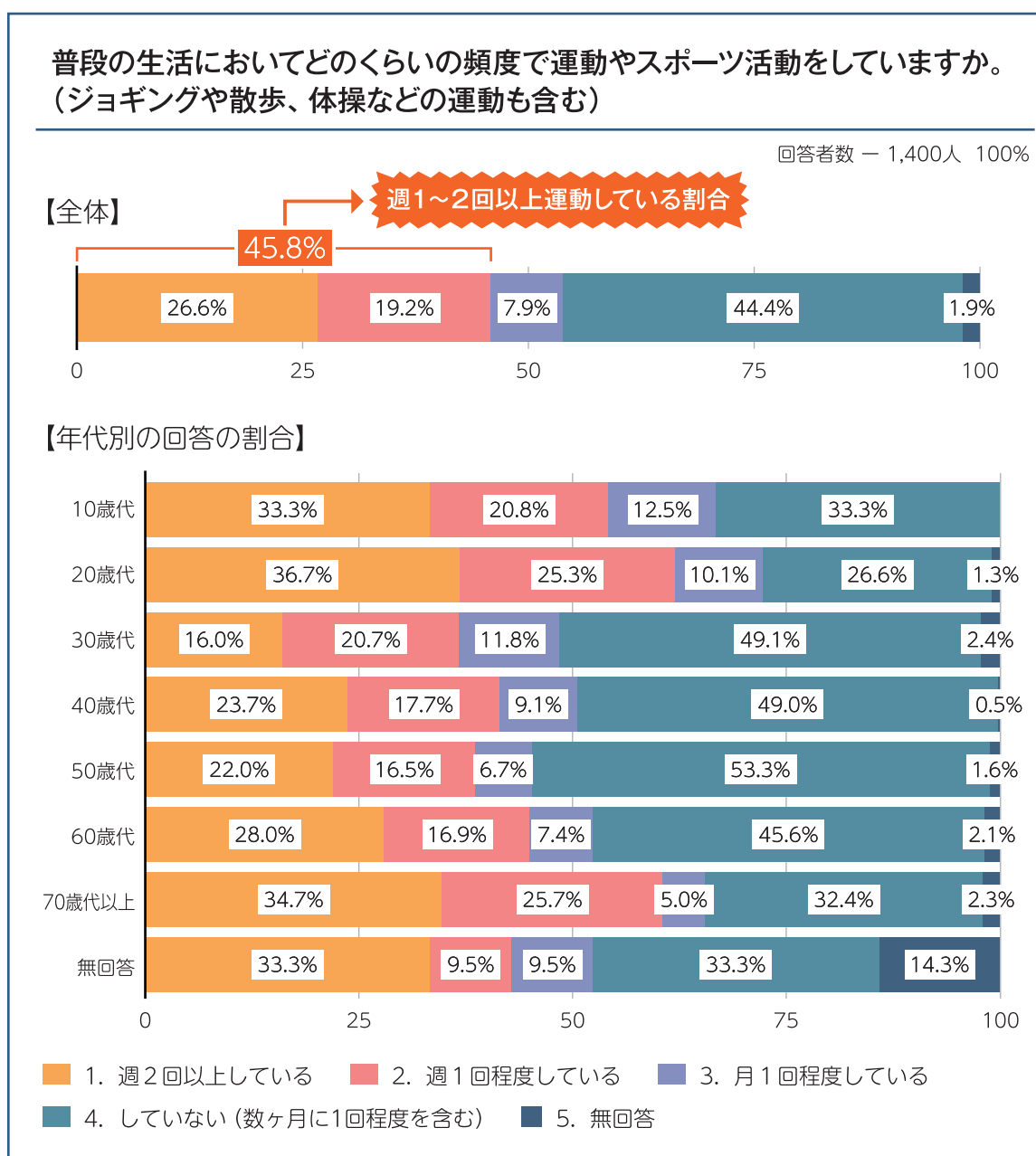
※ロコモティブシンドローム

ロコモティブシンドロームは (locomotive syndrome, 略してロコモ) は、「運動器の障害」により「要介護になる」リスクの高い状態になることです。原因には大きく分けて、「運動器自体の疾患」と「加齢による運動器機能不全」が挙げられます。



## 2 横手市の運動・スポーツの実施状況

令和2年度に調査を実施した横手市まちづくりアンケート2020の「普段の生活においてどのくらいの頻度で運動やスポーツ活動をしていますか」という質問では、週1～2回以上している人の割合が45.8%で、令和元年度調査時の39.2%を上回っています。年代別においては、30歳代は36.7%と一番低く、20歳代が62%、次に70歳代以上が60.4%と続いています。20歳代は令和元年度の調査結果46%を上回っています。70歳代以上は定年退職後の余暇時間などを利用し、運動やスポーツに取り組んでいることがうかがえる反面、働きざかりの30歳～50歳の世代においては、その割合が増えているものの、年代によってまだ運動していない割合の大きいことが読みとれます。



《横手市まちづくりアンケート2020より》

### 3 スポーツによる地域活性化

横手市には、スポーツ政策実務を担う横手市教育委員会のほか、一般財団法人横手市体育協会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関連組織があります。こうした異分野の団体が連携し、幅広い事業を展開することで地域のスポーツ振興と地域経済の活性化が求められています。

また、人口減少が進む中、交流人口の拡大を図りながら経済活動を促すことが求められており、各種スポーツイベントや大規模スポーツ大会を誘致し、様々な業種と連携して地域の活性化や賑わいの創出を実現していかなければなりません。



### 4 スポーツ施設の修繕・整備・統廃合

合併する前の旧市町村時代に建設された教育施設や生涯学習施設などの公共施設、道路などのインフラ資産などが一斉に改修・更新時期を迎えており、全てを維持するとなれば多額の費用が必要になってしまいます。

横手市も長期的な人口減少等による税収の伸び悩み、社会保障費等の経費増大などによる財政状況の悪化が懸念されており、公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが大きな課題となっています。

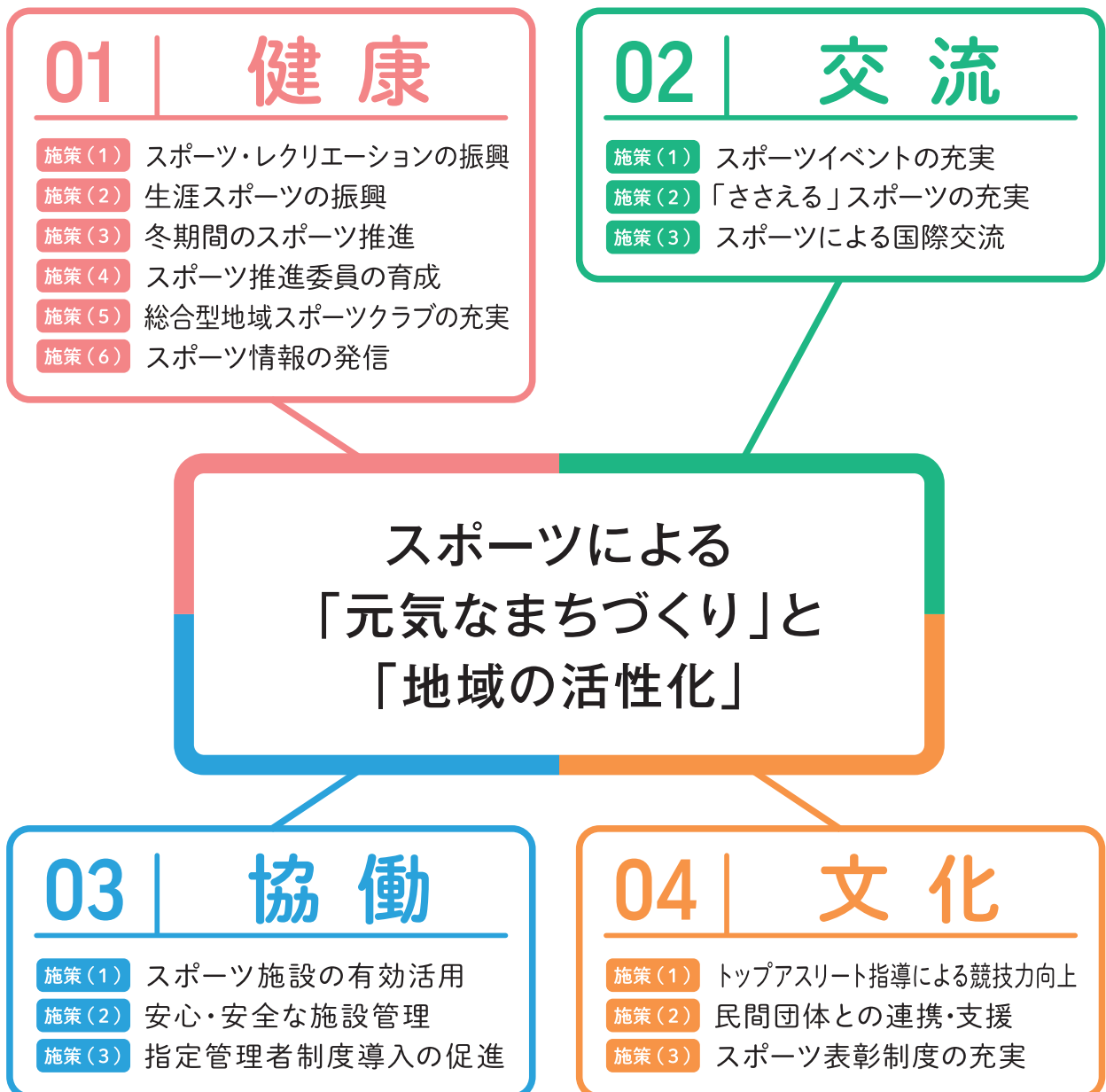
このような状況の中、スポーツ施設においても利用実態を把握し、適正な施設のあり方を検討するとともに、既存施設を有効活用できるように計画的な修繕や統廃合を進め、国や県の補助金や民間助成金等を活用し、新たなスポーツ施設の整備も進めていく必要があります。

また、既存のスポーツ施設内における企業広告掲載などにより、新たな財源確保にも積極的に取り組んでいく必要があります。



## 1 スポーツ推進計画の体系図

『横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例』では「スポーツで育む健康立市」「スポーツで賑わう交流立市」「スポーツで深める協働立市」「スポーツで誇れる文化立市」を基本目標としています。この推進計画でもこの基本目標をベースに目標や指標、アクションプランを設け、スポーツを通して市民一人ひとりが一体となったまちづくりの推進や健康づくり、競技力向上などを進めていきます。



## 2 スポーツ推進計画の目標と指標・アクションプラン

# 健康

### 目指す姿01

～全ての市民が、生涯を通してスポーツに親しむ～

市民の快適な暮らしの基盤となるのが健康づくりです。スポーツは競技の楽しさだけでなく健康維持にも大きな効果を発揮します。健康づくりを目的とした市民参加型のスポーツイベントなどを開催し、市民一人ひとりに適した生涯スポーツの普及を推進していきます。

また、冬期間の運動不足解消のため、雪国ならではのウインタースポーツの促進や、スポーツ推進委員会を中心とした地域に応じたスポーツ活動、総合型地域スポーツクラブのスポーツ活動と連携した取り組み、様々な媒体を活用したスポーツ情報の発信に力を入れていきます。

### － 目標 －

「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」  
スポーツに親しめるよう、  
スポーツによる健康増進を図ります。

### － 指標 －

成果の指標	現状 (令和元年)	目標
「スポーツ・レクリエーションの振興」に対する市民満足度	65.8%	70.7%
成人が週1回以上スポーツをする人の割合	41.5%	50%
総合型地域スポーツクラブの設置団体数	2団体	3団体

### 施策（１） スポーツ・レクリエーションの振興

- ① 市民参加型スポーツイベントの開催を促し、運動時間や期間、負荷の目安など運動の有効性と実践方法についての情報提供を行い、生活習慣として身近で自分に適した運動(ジョギング・ウォーキング等)を行う人の増加を図ります。
- ② 市民の健康・体力づくりや参加者相互の親睦を深めるため「市民スポーツ大会」等を継続するなどし、地域に根付いたスポーツを推進し、参加者の拡大を目指します。



### 施策（２） 生涯スポーツの振興

- ① 幼児から高齢者まで、スポーツを通して生涯にわたり心身ともに健康増進を図り、運動習慣の定着と体力の向上を目指します。また、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ\*等を普及させ、生涯スポーツの振興を図ります。
- ② スポーツに関する市民アンケートや、市民体力テスト、秋田県スポーツ実態調査の結果と照らし合わせ、市民のニーズを的確に捉えたスポーツの実施率向上に取り組めます。



- ③ オンライン予約システムを充実し、各施設の空いている時間を随時確認・申請できるようにインターネット予約の整備を行います。また、市内スポーツ施設等でいつでも、だれでも気軽にスポーツを行えるよう、スポーツ用具の充実や貸し出しに努めます。

#### ※ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツです。1979年に最初に用いられた和製英語で、その数は数十種類におよび、軽スポーツ、やわらかいスポーツとも呼ばれています。主な種目は、グラウンド・ゴルフ、スマイルボウリング、ユニカール、スポーツ吹矢、スカットボールなどがあります。

## アクションプラン〔健康〕

### 施策（3） 冬期間のスポーツ推進

- ① 体育館利用による屋内スポーツを奨励し、団体利用のみならず個人や少人数グループ等で気軽にスポーツに取り組める環境整備を行うなど幅広い利用者のニーズに応えていながら市民の運動不足解消を図ります。
- ② 雪国特有のスポーツ文化と言えるウインタースポーツへの関心を高めます。また、天下森スキー場を利用しやすくするために、計画的な整備、改修に努めます。
- ③ 児童期の運動不足を解消するため雪を活用した運動や外遊びなど屋外での運動機会も増やすよう促します。



### 施策（4） スポーツ推進委員の育成

- ① 横手市スポーツ推進委員がより主体的に活動を推進できるよう各種研修等を開催し、研鑽をつむことにより地域を支える人材を育成します。
- ② 市民へのスポーツ指導、普及、助言、各組織との連絡調整を行い、地域スポーツやニュースポーツの推進、地域住民のライフスタイルに応じたスポーツ活動、地域における障がい者スポーツ等、長期的にスポーツ推進をしていきます。



### 施策（５） 総合型地域スポーツクラブの充実

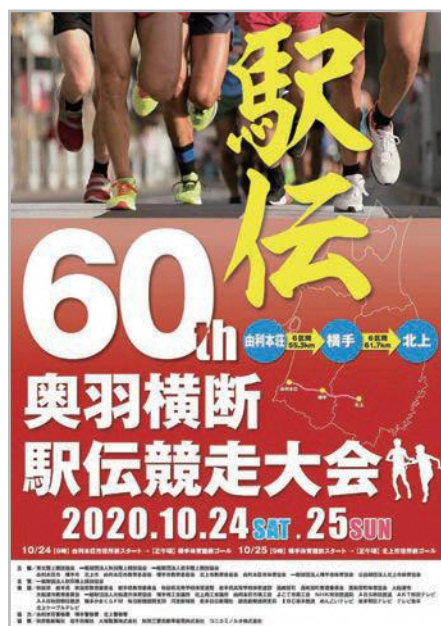
- ① 総合型地域スポーツクラブが、地区集会所、生涯学習施設や体育館等を活用した健康講座や実技研修、スポーツ体験など多様な活動を展開できるよう連携し取り組みます。
- ② 現在、横手市の総合型地域スポーツクラブは横手地域に1組織、大森地域に1組織が設立されていますが、総合型地域スポーツクラブの増設に向けた働きかけを行います。



### 施策（６） スポーツ情報の発信

- ① 民間情報誌やSNSの活用など、様々な媒体やメディアを活用し、スポーツに関するイベント情報やスポーツ活動の紹介、市内で行われる予定の健康スポーツ情報、各種スポーツ大会の結果等をリアルタイムに提供できる環境を整えます。

横手市役所HP  
「スポーツ立市よこて」の  
ページはこちら



# 交流

## 目指す姿02

～全国大会の誘致、スポーツイベントの積極的な開催～

「する」、「みる」、「ふれる」スポーツによる地域の活性化や賑わいを創出し、交流人口の拡大を推進していきます。

また、引き続きホストタウン国であるインドネシア共和国との交流や、スポーツ大使の協力を得たスポーツ振興の推進、ボランティアなどの「ささえる」スポーツによる地域と連携した取り組みを行っていきます。

### － 目標 －

競技スポーツに触れる機会を増やし、  
市民がスポーツを身近に感じられるよう  
取り組みの充実を図ります。

### － 指標 －

成果の指標	現状 (令和元年)	目標
市外の方も参加できるスポーツイベント数	2回／年	2回以上／年
スポーツイベントへの協力団体数	40団体	45団体



## アクションプラン〔交流〕

### 施策（１） スポーツイベントの充実

- ① 大規模スポーツ大会や集客力のあるスポーツイベントを誘致し、その運営支援を行うことで、地域の活性化や賑わいの創出を図ります。また、横手市へ訪れる方々に、横手の自然や歴史、文化などの魅力に触れていただき、リピーターを獲得することで交流人口の拡大も促進します。
- ② 競技スポーツの「する」、「みる」、「ふれる」機会を増やすため、オリンピックをはじめ、トップアスリートやトップチームが開催するスポーツ教室や講演、イベント等を誘致し、市民がスポーツに関わる機会を創出し自らスポーツを行えるよう支援します。



### 施策（２） 「ささえる」スポーツの充実

- ① 横手市スポーツ大使\*の協力を得ることで、横手の魅力発信、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくりのサポート、競技力向上への道づくりなど、市民のスポーツへの関わりを推進します。
- ② 市民や市内中高校生によるボランティアの活動を促し、地域と連携した各種スポーツイベントや大会に取り組んでいきます。

※横手市スポーツ大使

横手市出身でスポーツに携わり、多岐にわたりご活躍されている方々の中から、「スポーツ立市よこて」のシンボリックな存在として、平成25年4月に3名、平成26年4月に1名を横手市スポーツ大使として任命しています。

### 施策（３） スポーツによる国際交流

- ① ホストタウン登録をしているインドネシア共和国と各分野においての継続的な連携・交流を実施します。また、生涯スポーツとしてバドミントンの普及を進めていきます。



# 協働

## 目指す姿03

～適切な役割分担のもと、各種スポーツ施設の適切な整備・管理・活用～

市民ニーズの高いスポーツ施設の改修を進めながら、アスリートが安心して安全、快適に運動やスポーツを行える施設となるよう適切な維持管理を継続していきます。また、防災拠点を兼ねた大型公共施設として、横手体育館を建て替え整備し、更なる市民サービスの向上に努めます。

さらに、市内スポーツ施設の利用実態を把握し、学校施設を有効に活用できるよう教育機関と連携しながら進めてまいります。

また、市民の健康増進に寄与し、民間事業者のもつノウハウを活用した新たな指定管理者制度の導入を目指します。

### － 目標 －

スポーツ施設利用者の満足度や利便性を高めるため、スポーツ施設の有効活用や適切な維持管理を行います。

### － 指標 －

成果の指標	現状 (令和元年)	目標
スポーツ施設の数や設備に対する市民満足度	54.4%*	57.0%
指定管理者制度の導入施設数	3施設	4施設

※平成29年の最近値

### 施策（１） スポーツ施設の有効活用

- ① 市内スポーツ施設の利用実態を把握し、既存のスポーツ施設が適切に有効活用できるよう計画的な修繕や整備・統廃合を進めていきます。
- ② 幅広い方々がスポーツ施設を利用できるようバリアフリー化を促進します。
- ③ スポーツ施設において、利用者がインターネットを利用できるように無線インターネット環境 (Wi-Fi) の整備を進めます。

### 施策（２） 安心・安全な施設管理

- ① スポーツ施設の不具合は、事故やケガの原因につながるため、利用者が安心して運動することができるよう適切な維持管理や整備を行います。また、施設を利用するスポーツ指導者や団体等を対象にAEDの使用方法を含めた救命講習会や安全講習会等を実施します。



- ② 法令及び消防計画に基づき消防用設備等の適正な維持管理を行うとともに、自衛消防訓練を定期的を実施します。
- ③ 第3期横手市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修等に取り組みます。

### 施策（３） 指定管理者制度導入の促進

- ① 横手体育館・横手武道館・天下森スキー場の3施設を指定管理者により管理しています。今後も利用者サービスの向上を図るため、新たな施設への指定管理者制度の導入を目指します。



# 文化

## 目指す姿04

～スポーツ人口の底辺拡大、選手や指導者の育成、地域の連帯感や郷土意識の醸成～

日本を代表するチームやトップアスリート等の合宿誘致及びスポーツ教室の開催や子どもたちを中心とした市民がレベルの高いスポーツ技術に触れる機会を創出します。

また、一般財団法人横手市体育協会と連携し、市民参加型スポーツイベントの開催や、各種スポーツの分野で活躍をした市民を奨励する表彰制度、指導者育成講習会等による指導者育成の充実を図っていきます。

### － 目標 －

スポーツ関係団体が主体となり、  
スポーツ活動が出来るように連携するとともに、  
各種競技スポーツの競技力が向上出来るよう  
推進していきます。

### － 指標 －

成果の指標	現状 (令和元年)	目標
小中高校生を対象とした競技力向上を目的とした指導実施数	6回／年	6回以上／年
競技功績者以外の表彰項目の増設	未表彰	2項目追加

## アクションプラン〔文化〕

### 施策（１） トップアスリート指導による競技力向上

- ① 日本を代表するチーム、プロチームや企業チーム、部活動等の合宿誘致を促進し、市民がレベルの高い技術に間近で触れることのできる機会を創出します。また、トップアスリート等と連携し、小中高校生を対象とした実技指導、講習等を実施し競技力向上に努めます。



### 施策（２） 民間団体との連携・支援

- ① スポーツに関係する人的・物的資源を有効活用した市民参加型のスポーツイベントや指導者育成のための講習会を実施していくため、各種スポーツ関係団体と連携・協働できるように推進します。
- ② 一般財団法人横手市体育協会と連携しながら、スポーツ少年団の育成に取り組みます。また、スポーツ指導者等の資質向上のための研修を実施し、各種団体が有する優れたスポーツ人材の育成に努めます。
- ③ 横手市を代表してスポーツ競技大会に出場する団体及び個人に対して支援していきます。

### 施策（３） スポーツ表彰制度の充実



- ① オリンピックや世界選手権大会等、国際規模で開催される大会に出場した選手をはじめ、健康づくりなど生涯スポーツの分野で活躍をした方などを奨励するため表彰制度の充実を図ります。

## 1 計画の周知

計画の着実な推進にはスポーツ関係者のみならず、関係部局や市民の方々などとの連携・協働が必要です。そのためには、本計画に掲げた目標や施策・アクションプランを周知することが重要です。多くの方々に本計画を理解していただくために計画の概要版を作成し、ホームページや様々な媒体を活用して情報発信を行い、計画の周知を図っていきます。

## 2 計画の推進体制

横手市のスポーツ行政の方向性や本計画の進行管理に対して意見やアドバイスをいただくため、スポーツ関係団体等の代表からなる横手市スポーツ推進審議会を定期的開催します。

また、スポーツ施策の推進にあたっては、様々な分野と総合的に取り組む必要があり、関係部局等と連携して進めていきます。

## 3 PDCAサイクルを活用した計画の点検・評価

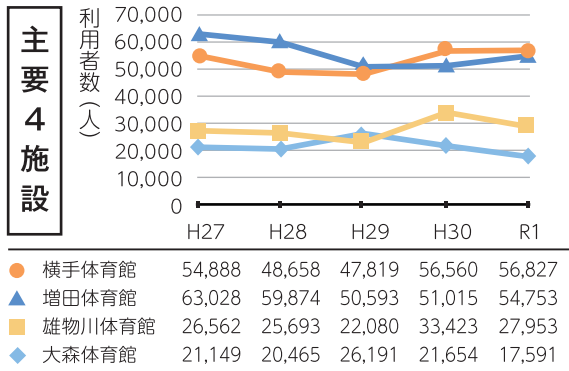
「スポーツ立市よこて」の取り組みを強化するためにPDCAサイクルを活用し、各アクションプランや指標の実情に即した取組目標を計画に記載（Plan）し、各年度において実施（Do）した施策について達成状況の点検、事業実績等に関する評価（Check）を行い、その評価を踏まえて必要があると認められるときは、この推進計画に反映するなど必要な改善（Action）を講じながら計画を推進していきます。



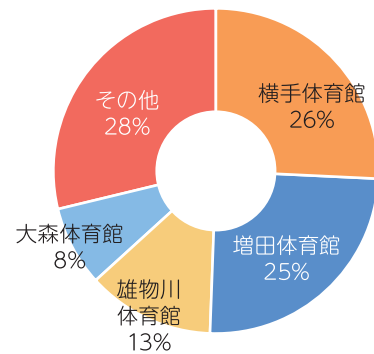
## 1 市内主要スポーツ施設の利用者数推移・利用者数割合

### 体育館

平成27年～令和元年の数値

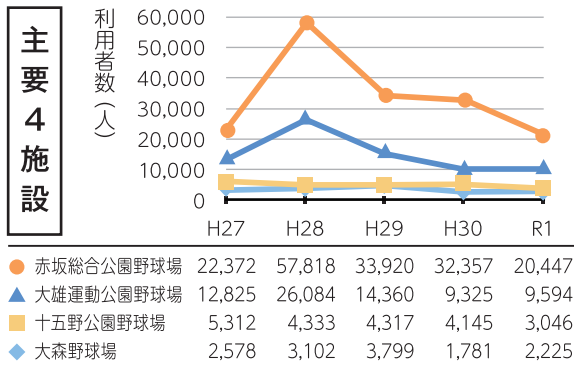


令和元年の数値

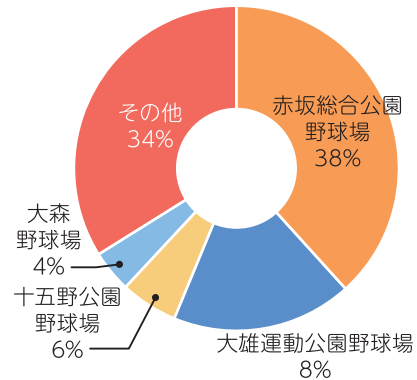


### 野球場

平成27年～令和元年の数値

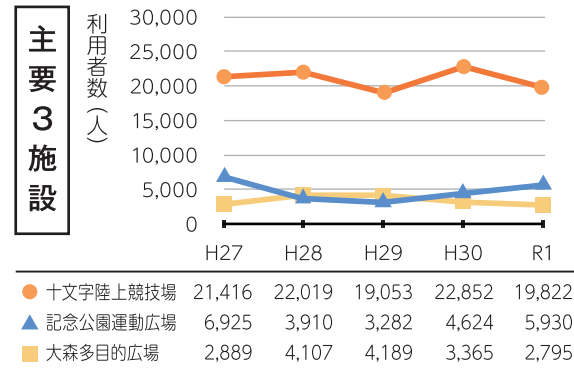


令和元年の数値

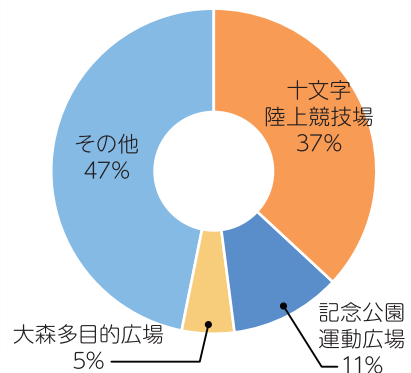


### 運動広場

平成27年～令和元年の数値



令和元年の数値



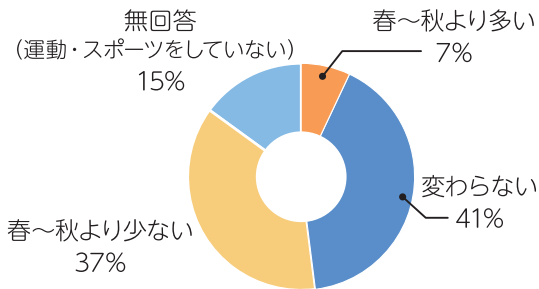
## 2 スポーツに関するアンケート結果

### 冬季間に運動・スポーツを実施する頻度の増減

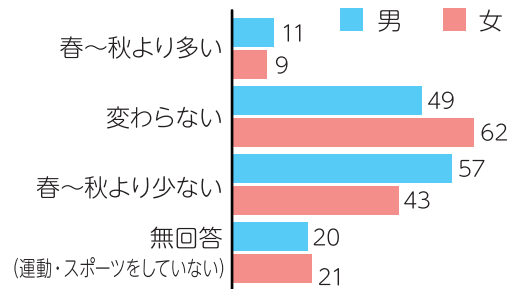
あなたが冬季間に運動・スポーツを実施頻度は、春～秋に比べてどうですか。

ア 春～秋より多い イ あまり変わらない・変わらない ウ 春～秋より少ない

冬季間に運動・スポーツを実施した頻度の増減



冬季間に運動・スポーツを実施した頻度の増減 (男女別)

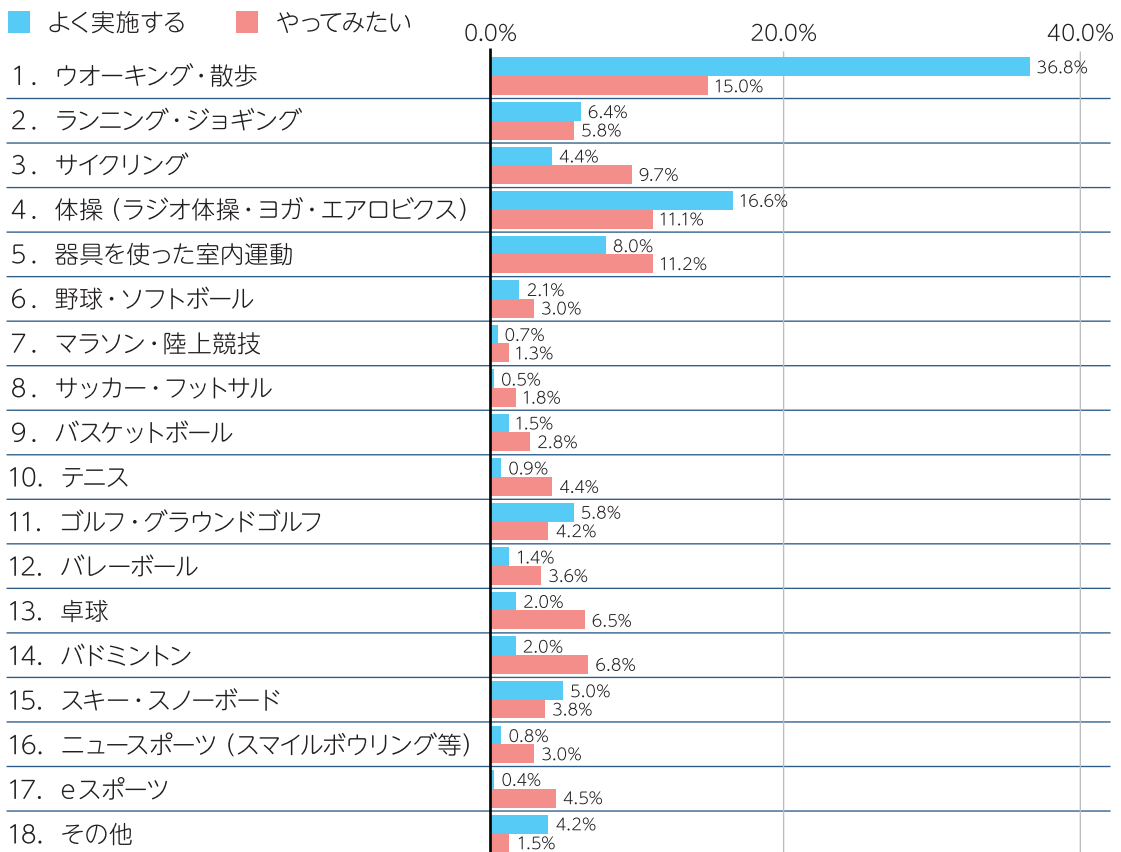


《令和元年度 秋田県スポーツ実態調査より》

### 好きなスポーツのアンケート

普段よく実施するスポーツ、興味のあるスポーツについて選んでください。

(○はそれぞれいくつでも) ※複数回答。回答者比率は実人数に対する割合のため、合計が100%になりません。



《横手市まちづくりアンケート2020より》



### 3 横手市の主な公共スポーツ施設一覧

※築年数(令和3年4月1日現在)

施設名	地域	建築年度 (西暦)	築年数
<b>【 体育館 】</b>			
横手体育館	横手	1978	41
増田体育館	増田	1991	29
平鹿体育館	平鹿	1975	45
平鹿農業者トレーニングセンター	平鹿	1984	36
雄物川体育館	雄物川	1979	41
大森体育館	大森	1980	40
白山体育館	大森	1976	44
十文字B&G海洋センター	十文字	1983	37
山内体育館	山内	1984	36
大雄農業者トレーニングセンター	大雄	1978	42
<b>【 屋内運動広場 】</b>			
浅舞スポーツセンター	平鹿	1998	23
<b>【 武道館 】</b>			
横手武道館	横手	1996	25
<b>【 野球場 】</b>			
赤坂総合公園(グリーンスタジアムよこて)	横手	2001	19
増田野球場	増田	1980	41
十五野公園野球場	平鹿	1993	27
大森野球場	大森	1986	34
十文字野球場	十文字	1983	37
山内野球場	山内	1980	41
大雄運動公園(スタジアム大雄)	大雄	1996	24
沼館野球場	雄物川	1975	45
横手市中島グラウンド	雄物川	1995	25
<b>【 テニスコート 】</b>			
大鳥公園(テニスコート)	横手	1984	37
雄物川テニスコート	雄物川	1984	37
大森テニスコート*	大森	1999	21
十文字テニスコート	十文字	1990	31
山内テニスコート	山内	1995	25

施設名	地域	建築年度 (西暦)	築年数
<b>【 陸上競技場 】</b>			
十文字陸上競技場	十文字	2003	17
山内陸上競技場	山内	1980	41
<b>【 スキー場 】</b>			
天下森スキー場	増田	1983	37
<b>【 グラウンド・ゴルフ、ゲートボール場 】</b>			
赤坂総合公園(グラウンド・ゴルフ場)	横手	2010	11
大森グラウンド・ゴルフ場	大森	2002	19
大雄運動公園(ゲートボール場)	大雄	1993	28
<b>【 屋外運動広場 】</b>			
赤坂総合公園(運動広場)	横手	2004	22
大鳥公園(運動広場)	横手	1978	42
横手公園(運動広場)	横手	1953	67
記念公園運動広場	横手	1992	29
増田町ニュースポーツ広場	増田	1992	28
吉田多目的運動広場	平鹿	1971	49
大森多目的広場	大森	1988	33
大森前田運動場	大森	1990	31
大雄運動公園(子ども広場)	大雄	1993	28
<b>【 相撲場 】</b>			
平鹿相撲場	平鹿	1991	29



※2020年度の大規模改修により、コート4面から12面へ増設。  
2021年5月にリニューアルオープン予定。

## 4 横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

(前文)

スポーツは、人々に夢や希望、感動、勇気を与える世界共通の文化である。すべての市民等がスポーツに親しむことは、健康の維持及び増進、体力の向上、生活習慣病の予防、食育、精神の充足感、ストレス発散、青少年の健全な育成、高齢者の生きがいづくりなど多様な効果を生み出す。

また、スポーツを通じて市民同士の連帯感を育み、一体となったまちづくりの機運を高めていくことができる。

各競技団体による大型スポーツイベントの実施や合宿の誘致は青少年を中心とした競技レベルの向上に寄与するだけでなく、地域経済の活性化にも大きく貢献するものである。

ここに、すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を実現するため、スポーツによるまちづくりの基本を定めるべく、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツを「柱」としたまちづくりが青少年の健全な育成、高齢者等の介護予防、市民の健康の維持及び増進、地域間交流の増大、市民連帯感の醸成、地域経済の活性化、福祉のまちづくり等に資するものであることを踏まえ、横手市におけるスポーツの振興についてまちづくりに関する他の分野の施策と有機的な連携を持たせつつ、総合的な施策として展開するための基本的な目標及び方策を定め、市の執行機関、議会、市民等、スポーツ関係団体、市民団体及び事業者（以下「市の執行機関、議会及び関係者等」という。）の役割を明らかにし、もって幸せな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 運動競技及び身体運動（野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在する者又はこの条例に賛同し、協力する者。
- (3) まちづくり すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を実現するための公共的な活動。
- (4) スポーツ関係活動 スポーツをすること、観ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えること。
- (5) 市民団体 市内で活動する法人、地域団体その他の団体。

(基本目標)

第3条 市の執行機関、議会及び関係者等は、スポーツの振興で市を元気にするため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる基本目標の実現に努める。

- (1) 「スポーツで育む健康立市」 年齢や性別、障害の有無を問わず、すべての市民等が、生涯を通してスポーツに親しみ、体力、興味、関心等に応じたスポーツによる健康づくりに取り組む。
- (2) 「スポーツで賑わう交流立市」 スポーツ施設はもとより、市の豊かな自然、歴史、文化、温泉等あらゆる地域資源を活用し、観光ビジネス等と関連付けた全国大会の誘致及びスポーツイベントの積極的な開催に取り組む。
- (3) 「スポーツで深める協働立市」 四季折々で多様なスポーツに気軽に楽しめる環境を創出するため、各種スポーツ施設の適切な整備、管理及び活用について、市の特性を踏まえた知恵を出し合い、適切な役割分担のもと、持続可能な運営に取り組む。



(4) 「スポーツで誇れる文化立市」 スポーツ人口の底辺拡大を進め、全国や世界に誇れる選手及び指導者の育成を図り、及び地域が一体となって応援することにより、スポーツを介した連帯感や郷土意識が高められる文化的土壌の醸成に取り組む。

(基本方策)

第4条 市の執行機関、議会及び関係者等は、前条に定める基本目標に基づき、スポーツに関する取り組みを総合的に展開するため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる方策の推進に努めるものとする。

(1) 市は、スポーツを通じて市全体の元気付けが図られるよう関係部局の情報共有及び共通認識の下、スポーツを行うこと、観戦すること、若しくは学習すること、又はこれらを総合的に実施するため、及び支援するために必要な措置を継続的に講ずるものとする。

(2) 市は、スポーツに関する取り組みをスポーツ担当部局に限定せず、産業経済、健康福祉、市民生活、建設、施設維持管理等の関係部局のまちづくり施策と一体となるよう調整を行い、部局を横断して総合的かつ複合的な効果が生ずる施策を創出し、この条例の目的及び基本目標が真に達成されるよう努めるものとする。

(3) 市は、関係者と連携して、子どものスポーツに対する興味、関心を高め、心身の健全な発達や体力、運動能力の向上を図るものとする。

(4) 市民等は、市及び関係者等が実施する各種スポーツ事業の情報収集に努め、スポーツに関する理解や関心を深めるとともに、自身がスポーツで横手を元気にする担い手であるという認識に立ち、スポーツに関する各種事業に積極的に参加するものとする。

(5) スポーツ関係団体は、スポーツの振興を図るため、スポーツ事業活動等の取り組みを積極的に進めるとともに、市が実施するあらゆるスポーツに関する事業に協力し、スポーツで横手を元気にするために主体的役割を果たすものとする。

(6) 市民団体及び事業者は、市が実施するスポーツ振興事業と密接に連携し、自らの社会活動や事業活動を通じて、横手の元気付けに貢献するものとする。

(スポーツ環境の充実)

第5条 市は、市が所有する既存スポーツ施設の適切な維持管理を行うため、利用計画を策定し、施設の長寿命化及び老朽化した施設の統廃合を進めるほか、すべての市民等が気軽にスポーツに親しむことができる仕組みの構築及び大型イベントの大会誘致を可能とし、かつ大規模災害時の避難施設かつ支援施設としての機能を併せ持つ多機能スポーツ施設の整備など環境の充実に努めるものとする。

(スポーツ週間)

第6条 市は、第3条に定める基本目標を広く市民等に周知し、その実現をめざすため、スポーツに対する市民意識の普及、啓発及び活動の活発化を目的としたスポーツ週間を定めることができるものとする。

(スポーツ大賞)

第7条 市は、第3条に定める基本目標の実現に最も貢献した市民等又は市民団体に対し、当該活動を称えとともに、他の模範として全市に奨励を図ることを目的とした表彰を行うことができるものとする。

(取り組みの評価、検証)

第8条 市の執行機関及び議会は、広く市民等又は市民団体の意見を聴取して、この条例の目的に基づく取り組みの達成状況や実施効果等を評価し、検証し、及び公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。



# YOKOTE SPORTS PROMOTION PLAN



横手市スポーツ推進計画  
**2021-2025**

令和3年3月策定 4月1日施行

編集・発行／秋田県横手市 横手市教育委員会 教育総務部スポーツ振興課

〒013-0060 秋田県横手市条里二丁目2-50（横手就業改善センター内）

TEL.0182-35-2173 FAX.0182-32-6120

MAIL : [supotusinko@city.yokote.lg.jp](mailto:supotusinko@city.yokote.lg.jp)